

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目6番24号MF桜橋2ビル

氏 名 株式会社エイシン
代表取締役 米村 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 7年 4月18日

許可の有効年月日 令和12年 3月 2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(*) (#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、
繊維くず、ゴムくず、金属くず(#1)、
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(*) (#1)、
がれき類(*) 以上12種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥 (廃乾電池及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)、廃プラスチック類(*) (#1)、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(#1)、
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(*) (#1)、
がれき類(*) 以上9種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県八潮市大字木曽根字上627番1、628番1、629番4 以上3筆
(面積1, 329. 08㎡)

保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成27年 3月 3日	指令産廃第7-689号	新規許可
平成29年 1月11日	指令産廃第1097-1号	変更許可 (「積替え保管を含む」への変更)
令和元年11月28日	指令産廃第682-1号	変更許可 (「取り扱える」4種類の追加及び事業場2の追加等)
令和 3年 3月23日	—	変更届 (事業場の廃止)
令和 7年 4月18日	指令越環第137号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

複写厳禁

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上6種類	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上6種類	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
がれき類 以上1種類	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上6種類	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上6種類	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	1. 0 m ²	0. 8 9 m (屋内)	0. 2 3 m ³ (200ℓドラム缶×1個)
汚泥、金属くず 以上2種類（いずれも廃乾電池に限る。）	1. 0 m ²	0. 8 9 m (屋内)	0. 2 3 m ³ (200ℓドラム缶×1個)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）	8. 2 m ²	1. 5 m (屋内)	8. 3 m ³ (8. 3 m ³ コンテナ×1個)



複写厳禁

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
紙くず 以上1種類	8.4 m ²	2.0 m (屋内)	11.7 m ³ (11.7 m ³ コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	8.4 m ²	2.0 m (屋内)	11.7 m ³ (11.7 m ³ コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	2.3 m ²	1.3 m (屋内)	2.0 m ³ (2.0 m ³ コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	2.3 m ²	1.3 m (屋内)	2.0 m ³ (2.0 m ³ コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	2.3 m ²	1.3 m (屋内)	2.0 m ³ (2.0 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	2.3 m ²	1.3 m (屋内)	2.0 m ³ (2.0 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	2.3 m ²	1.3 m (屋内)	2.0 m ³ (2.0 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	2.3 m ²	1.3 m (屋内)	2.0 m ³ (2.0 m ³ コンテナ×1個)
木くず 以上1種類	8.4 m ²	2.0 m (屋内)	11.7 m ³ (11.7 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず (がれ き類を除く。) 及び陶磁器くず 以上6種類	8.4 m ²	2.0 m (屋内)	11.7 m ³ (11.7 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず (がれ き類を除く。) 及び陶磁器くず 以上6種類	15.3 m ²	2.2 m (屋内)	26.9 m ³ (26.9 m ³ コンテナ×1個)
木くず 以上1種類	15.3 m ²	2.2 m (屋内)	26.9 m ³ (26.9 m ³ コンテナ×1個)
汚泥、金属くず 以上2種類 (いずれも水銀使用 製品産業廃棄物に限る。)	1.0 m ²	0.89 m (屋内)	0.23 m ³ (200ℓドラム缶×1個)

(以下余白)